

告 示

埼玉県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、南畑土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成三十一年三月十三日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十一年三月十八日から

平成三十一年四月十六日まで

二 縦覧場所

富士見市役所